

ご存知  
ですか?

# 活用していますか!? 中小企業の税の優遇制度

企業経営に携わる方々は「節税」という言葉をよく耳にされると思います。「節税」という言葉に明確な定義はありませんが、一般に「税法が予定しているところから従って税金の負担軽減を図る行為」とされます。民間企業が提供するいわゆる「節税」商品やサービス、その他行為が「節税」か否かを判断するのは、専門家でも難しい場合がありますが、行政が定める税の優遇制度の活用は、「税法が予定しているところから従っての税金の負担軽減」ですので、通常、安心して「節税」を実施することができます。

本稿では、中小企業の皆様が活用すべき税の優遇制度を包括的に見たいうで、そのうちいくつかを取り上げてご紹介します。



## 【中小企業が活用できる主な税の優遇制度】

中小企業における主な税の優遇制度は、下表にある通りです。似たような名称の制度があるため混乱しやすい上に、税務署側が貴社にわざわざ活用の是非を指導してはくれません。あくまで納税者である貴社自らその内容を調べて、貴社に適用できるか否か、節税に有利か否かを判断しなければなりません。

項目	内容	対象法人	特別償却率	税額控除率(※1)
少額減価償却資産の取得価額の損金算入	取得価額30万円未満の減価償却資産の全額損金算入が可能	中小企業者等限定	即時	—
中小企業投資促進税制	一定の機械やソフトウェアを購入・製作した場合に、特別償却か税額控除が可能	中小企業者等限定	A×30%	A×7% ※2
中小企業経営強化税制	経営力向上計画に基づいた、生産性を向上させる、あるいは、収益性を強化する機械やソフトウェアを購入・製作した場合に、取得価額の即時償却か税額控除が可能(次頁参照)	中小企業者等限定	即時	A×7% ※2
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	一定の器具備品や建物附属設備を商業・サービス業者が購入・製作した場合に、特別償却か税額控除が可能(次頁参照)	限定なし	A×30%	A×7% ※2
中小企業技術基盤強化税制(試験研究費の税額控除の特例)	試験研究費の増加率に応じて税額控除が可能	中小企業者等限定	—	B×12%~17%
環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)	エネルギー環境負荷を低減させる設備を購入した場合、特別償却か税額控除が可能	中小企業者等限定	A×30%	A×7%
地域未来投資促進税制	地域活性化に貢献すると都道府県や国から承認等された事業者が、機械や建物等を導入した場合に、特別償却か税額控除が可能	限定なし	A×20%、40%	A×2%、4%
雇用促進税制	従業員の新規雇用を促進した場合に、一定の条件のもと、税額控除が可能(次頁参照)	限定なし	—	40万円/人
所得拡大促進税制	従業員の給与を増額した場合に、一定の条件のもと、税額控除が可能(次頁参照)	限定なし	—	A×10% A×20%

A:基準となる取得価額等の金額 B:試験研究費の額

※1 中小企業等が適用される税率

※2 税額控除は、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、商業・サービス業・農林水産活性化税制と合わせて法人税額の20%が上限。

税の優遇制度による節税は、大きく2つのタイプに分けられます。税金の納付を将来に先送りするタイプと、納付する税金の総額が減るタイプです。前者の典型例が「特別償却」という前倒しでの追加的な費用計上を認める制度等で、後者は「税額控除」です。例えば、100万円のソフトウェアを購入した場合で2つのタイプを比較してみましょう。条件は以下の通りです。

右の「通常の償却」の表では特別償却も税額控除もしなかった場合の利益と法人税等を記載しています。

そして、その右に「特別償却」の表を記載しています。1年目の減価償却費は20万円に加えて、30万円(100万円×30%)を特別に償却します。それ

ゆえ合計50万円の減価償却費となり、利益が150万円に減少し、法人税等も45万円に減少しました。しかしながら、H×4年目、H×5年目では、通常の償却の場合に比べて償却額が少なくなり法人税等が増加しています。つまりは、長期的に見れば理屈上は支払う税金の総額は変わらないということになります。「即時償却」という方式でも同様です。

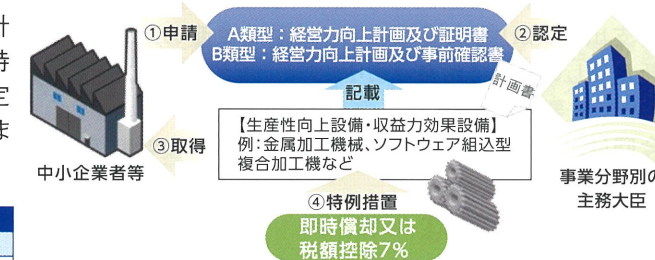
一方、上記条件の場合の税額控除は7万円(100万円×7%)です。これは、5年間で見て納付する法人税等が7万円減少することになります(差引総額が263万円に減少します)。

■ 耐用年数5年(定額法)、特別償却30%、税額控除7%						(単位:万円)							
通常の償却	H×1	H×2	H×3	H×4	H×5	5年間の合計	特別償却	H×1	H×2	H×3	H×4	H×5	5年間の合計
売上	200	200	200	200	200	1,000	売上	200	200	200	200	200	1,000
減価償却費	20	20	20	20	20	100	減価償却費	50	20	20	20	0	100
利益	180	180	180	180	180	900	利益	150	180	180	190	200	900
法人税等	54	54	54	54	54	270	法人税等	45	54	54	57	60	270
	[税率30%と仮定]						[税率30%と仮定]						

では、いくつかを取り上げて詳しくご紹介して参りましょう。

## 【中小企業経営強化税制】経営力向上を図る企業の設備投資について法人税の負担が軽減されます

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却(全額費用とする経理処理)又は取得価額の7%(特定中小企業者等は10%)の税額控除を受けることができます。適用期限は平成31年3月31日です。



※ 特定中小企業者等とは

- ① 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
  - ② 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人など
- 但し、上記①や②に該当しないような大規模の法人から一定の出資を受けるような会社は対象になりません。

対象設備	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
内容	・機械装置 160万円以上 ・測定工具類 30万円以上 ・器具備品 30万円以上 ・建物附属設備 60万円以上 ・ソフトウェア 70万円以上	・機械装置 160万円以上 ・工具 30万円以上 ・器具備品 30万円以上 ・建物附属設備 60万円以上 ・ソフトウェア 70万円以上
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること、国内への投資であること、中古資産・貸付資産ではないこと等。	

## 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】経営基盤強化を図る投資について法人税の負担が軽減されます

経営改善指導等を行う機関からの経営改善指導・助言に基づき、商業やサービス業を営む中小企業者等が、平成31年3月31日までに一定の器具備品や建物附属設備を取得や製作した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができます。

対象設備	内容
内容	認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備 ・器具備品(ショーケース、看板、レジ等) 30万円以上 ・建物附属設備(空調、昇降機、電気設備等) 60万円以上
指導機関	商工会議所、商工会、認定経営革新等支援機関等
指定事業	一定の商業・サービス業・農林水産業の事業
その他要件	国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと等

## 【雇用促進税制】従業員の新規雇用により、法人税の負担が軽減されます

☑ 従業員を2人以上かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした場合、「同意雇用開発促進地域」※3に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用増加者数(前期末の雇用者数から増えた雇用者の数)1人当たり、40万円の税額控除を受けることができます。

※3 地域雇用開発促進法 第7条に規定する地域

(詳しくは厚生労働省HP参照 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiki-koyou\\_02a.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiki-koyou_02a.pdf))

☑ 税額控除は、雇用促進税制及び所得拡大促進税制との合計で、その事業年度の法人税額の20%が上限となります。

☑ この制度を受けるためには、あらかじめ雇用促進計画をハローワークに提出する必要があります。

☑ 適用期限は平成30年3月31日までに開始する事業年度となります。

## 【所得拡大促進税制】従業員の給与アップにより、法人税の負担が軽減されます

☑ 青色申告書を提出する中小企業者等が従業員に対して支給する給与等が増加しているなど一定の要件を満たす場合は、その増加額の10%分の税額控除を受けることができます。

☑ さらに、前年度比2%以上賃上げした場合は、前年度からの増加額分については、20%の税額控除を受けることができます。(平成29年4月以降に開始する事業年度に限りです。)

☑ 適用期限は平成30年3月31日までに開始する事業年度となります。

## 【最後に】

今回は中小企業の皆様に活用していただきたい税の優遇制度の一部を紹介しました。優遇制度に気づかないまま適用の機会を逃してしまっていることもありますので、現在活用している制度はどれか、今後活用が可能な制度はないかなど、改めて確認・整理されてみるのはいかがでしょうか。

税理士法人 AKJパートナーズ 福岡オフィス  
税理士: 富永慎也

福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティビジネスセンタービル9F  
TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351  
<http://www.akj-partners.com/fukuok>